

令和5年2月17日

お客様、関係先様各位

日本酸化チタン工業会

E171*1に関する米国 FDA の反応

いつもお世話になりありがとうございます。

昨年12月7日の日付で食品添加物として使用されている酸化チタンに対するイギリス、カナダとオーストラリアとニュージーランド当局の見解を掲載しておりましたが、この度米国 FDA の見解が TDMA ホームページに掲載されましたのでご紹介します。

それによると、FDA は、「利用可能な研究報告書では食品添加物使用の酸化チタンに安全性の懸念は無い」ことを確認し、食品添加物としての継続使用を許可するとの結論になっています。

今後 EFSA が特定した酸化チタン安全性の不確実性の解決に向けた取り組みが加速するものと推察しています。

日本酸化チタン工業会としては、欧州で E171 使用が禁止されたことは不本意であり、これに対する TDMA (欧州酸化チタン工業会) の対応を全面的に支持しています。

TDMA のコメントを下記 URL に、そして簡易訳を続いておりますのでご参照ください。今後進捗がありましたら都度当工業会ホームページでお知らせいたしますので、お客様各位におかれましては冷静な対応をお願いします。

さらにご不明な点等ございましたら、ご購入先又は当工業会事務局までお問い合わせ下さい。引き続き宜しくお願い申し上げます。

<https://tdma.info/news/us-fda-confirms-the-safety-of-titanium-dioxide-as-a-food-additive/>

簡易訳

FDA は EFSA 2021 Opinion を再検討しました。EFSA 2021 Opinion では一般毒性、臓器毒性ならびに生殖および発生毒性への影響がないことを引き続き確認していることに注目しています。EFSA 2021 Opinion ではナノ酸化チタンの遺伝毒性試験を含め、酸化チタンは遺伝毒性を排除できないと指摘しました。

しかし遺伝毒性試験で使用された複数の酸化チタンは着色剤として使用される酸化チタンではなく、また複数の遺伝毒性試験の投与経路はヒトへの適応と関連性はありませんでした。

FDA は 21 CFR 73.575 で規制している条件下での酸化チタンの使用は引き続き安全であるとしその使用継続を容認しました。

*1 食品添加物として使用可能な酸化チタン

以上